

2019年2月

お客様各位

**米国 – ISF (Import Security Filing) ”10+2” に関するご案内**  
**カナダ向け米国通過貨物 (FROB) について**

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2009年1月より実施されております、米国税関によるセキュリティ規制”10+2”ルールですが、2018年12月17日付で第三国向け貨物 (FROB) への適用が強化されております。一部運用方法に不明確な点がございましたので改めてご案内申し上げます。

記

**【対象貨物】**

カナダ向け米国通過貨物 (FROB – Foreign Remaining On Board)

※弊社対象航路 : PN1、PN2、PN3(ローテーション変更想定)

**【運用方法】**

ISF-5項目については、最下層 B/L 番号単位で船社あるいは NVOCC が提出しなければなりません。(House B/L が存在する場合には House B/L が最下層 B/L にあたります。)

上記ルールに対して弊社としましては、House B/L を米国税関 (US CBP) に提出した船社あるいは NVOCC が ISF-5 項目も提出すべきものとして運用致します。

BL Type Submitted to US CBP	Party Responsible to Submit ISF-5
BCO	ONE
House BL – Self Filling NVOCC	NVOCC
House BL – ONE File for NVOCC	ONE

**【ISF-5 で求められる項目】**

- ① 船腹予約者の名称及び住所 (Booking Party)
- ② 第三国荷揚げ港 (Foreign port of unloading)
- ③ 納入場所 (Place of Delivery)
- ④ 配送先の名称及び住所 (Ship to Party)
- ⑤ 統計品目番号 (Commodity HTSUS number)

以上